

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可しました。

平成26年2月28日

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
上小漁業協同組合	上田市常田1-2-16	内共第1号
更埴漁業協同組合	千曲市上山田2-11-3	内共第1号

2 変更の内容

(1) 上小漁業協同組合遊漁規則

第7条(1)表中

「

魚種	承認期間	遊漁料
あゆ	1日	2,100円
	1年	12,600円
あゆ以外の魚種	1日	1,260円
	1年	6,300円

」を

「

魚種	承認期間	遊漁料
あゆ	1日	2,160円
	1年	12,900円
あゆ以外の魚種	1日	1,300円
	1年	6,400円

」に

第7条(2)表中

「

区分	遊漁料		
小学生以下の者	無料		
中学生及び身体障害者	あゆ	1日	2,100円
		1年	前号に規定する額の2分の1相当額ただし、組合の承認を受けた者に限る。

」を

「

区分	遊漁料		
小学生以下の者	無料		
中学生及び身体障害者	あゆ	1日	2,160円
		1年	前号に規定する額の2分の1相当額ただし、組合の承認を受けた者に限る。

」に

第7条(3)表中

「

魚種	漁具・漁法	承認期間	遊漁料金
あゆ以外の魚種	延縄	1年	5,250円

」を

魚 種	漁 具・漁 法	承 認 期 間	遊 漁 料 金
あゆ以外の魚種	延 縄	1 年	5,400 円

改める。

」に

(2) 更埴漁業協同組合遊漁規則

第6条(1)表中

魚 種	承 認 期 間	遊 漁 料
あゆ	1 日	2,100 円
	1 年	12,600 円
あゆ以外の魚種 (1年にあっては置針を含む)	1 日	520 円
	1 年	5,250 円

」を

魚 種	承 認 期 間	遊 漁 料
あゆ	1 日	2,160 円
	1 年	12,960 円
あゆ以外の魚種 (1年にあっては置針を含む)	1 日	520 円
	1 年	5,400 円

」に

改める。

3 変更後の遊漁規則の施行日

平成26年4月1日